

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第1回 茨木市こども育成支援会議
開催日時	令和6年 7月11日（木） 午後6時00分～8時00分
開催場所	茨木市男女共生センターローズWAM5階 501・502 会議室
出席委員	五寶委員、柴田委員、下田平委員、樽井委員、津村委員、中谷委員、西川委員、西村委員、畑瀬委員、濱園委員、福田委員、古川委員、前田委員、三角委員、村上委員、森委員、山田委員、山本委員 (五十音順)
欠席委員	安原委員、久保委員 (五十音順)
事務局	山嵯こども育成部長、東井こども政策課長、村上子育て支援課長、中島発達支援課長、中路保育幼稚園総務課長、森保育幼稚園事業課長、藪内学童保育課長、西川保育幼稚園総務課管理係長、吉田こども政策課長代理兼政策係長、馬場こども政策課子ども・若者支援グループ長、池こども政策課職員
案件	会議案件 (1) 茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）の概要説明 (2) 「量の見込み」の算出について (3) 茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）の構成案について
配布資料	(資料1) 茨木市次世代育成支援行動計画（第4期：令和2～6年度）の概要 (資料2-1) 量の見込みの算出（試算）について (資料2-2) 量の見込み及び確保の方策（教育、保育施設、地域・子ども子育て支援事業） (資料3) 茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）構成案 (参考資料) 令和6年度第1回こども育成支援会議 事務局説明資料

発 言 者	発 言 内 容
司 会 (東井こども 政策課長)	茨木市こども育成支援会議を開催いたします。 まず、諮問書をご覧ください。茨木市こども育成支援会議条例第2条において、子ども子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項、次世代育成支援行動計画、その他次世代育成支援対策に関する事項について、市長の諮問に応じ調査・審議することとしており、今年度は現行計画に位置付けた取組の昨年度の実施状況を審議していただきたく、会長宛てに諮問書を送付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会議の開会にあたり、山寄こども育成部長からご挨拶申し上げます。
山寄こども育 成部長	本日はお忙しいところ、令和6年度第1回の茨木市こども育成支援会議にご出席いただき、ありがとうございます。 本日は、会議案件として量の見込みの算出および茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）の構成案を予定しております。 1件目は、子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育保育サービスおよび地域子ども子育て支援事業について、今後の必要量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとされていることから、今回ご審議をお願いするものです。 2件目は、茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）の章立て等の構成内容について、ご審議をお願いするものです。 なお、本日は今回新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、会議案件の冒頭で第4期の計画概要について、ご説明いたします。それぞれの立場からご意見、ご議論賜りますようお願い申し上げます。
司 会 (東井こども 政策課長)	続きまして、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。安原敦代委員、久保哲也委員につきましては、所用の為欠席の連絡をいただいております。 つきましては、本日20人の委員のうち18人の方にご出席をいただいております。また、株式会社サーベイリサーチセンターが会議録作成のため、この会議に同席しております。それでは、茨木市こども育成支援会議条例第6条第1項の規定により、会議の議事進行を福田会長にお願いいたします。
福田会長	それでは、本日の会議は半数以上の委員に出席いただいておりますので、こども育成支援会議条例第6条第2項により、成立しております。なお、審議内容につきましては、発言者のお名前を付けて公表させていただきたいと考えておりますが、ご異議ございませんか。
一同	異議なし
福田会長	それでは、改めて第4期計画の概要について事務局から説明をお願いいたします。
吉田こども政 策課長代理兼 政策係長	茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画です。第4期計画は、本市がまちづくりの総合的指針である第5次茨木市総合計画を上位計画とし、総合計画の基本構想で目指す6つのま

ちの将来像のひとつである、次代の社会を担う子ども達を育むまちの実現のための一翼を担う分野別計画になります。この総合計画以外にも大阪府こども総合計画をはじめ、茨木市総合保健福祉計画等と連携を図りながら推進をしています。

この計画は、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画、ひとり親家庭等自立促進計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、この5つを包含した計画となっております。

計画の構成は、第1章から第3章は基本理念や施策展開の考え方について記述しています。第4章では、次世代育成支援施策の展開として、妊娠・出産期から青年・若者期までのライフステージごとに具体的な施策を示しています。第5章では、子どもの貧困対策計画について子どもの貧困対策の推進として位置付けており、第6章では子ども・子育て支援法において策定が必須とされている子ども・子育て支援事業計画として、子ども・子育て支援事業の推進に位置付けております。

基本理念は、『未来をつくる子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき” 子どもの最善の利益が実現される社会を目指して』です。また、施策の推進に係る大きな考え方として、妊娠・出産期、就学前期、小中学校期、青年・若者期の4つのステージにわけて、それぞれの段階における課題解決に向けて支援が途切れることがなく取り組むべきそれぞれの段階における施策を計画的に推進してまいります。

次に、この施策を推進する大きな視点として、社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援できる環境づくり、仕事と生活の調和ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくり、社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくりという3点を定めており、この視点がどのステージでも抜け落ちることがないようにまとめております。また、ひとり親家庭等自立促進計画は、妊娠から若者期の4つライフステージ全てに対応していますが、ひとり親家庭の支援に特化した施策については、社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくりの中のひとり親家庭の支援に位置付けております。子ども・若者計画は、子ども・若者育成支援推進法において15～39歳を対象としており、ライフステージの青年・若者期に位置付けております。

次に、子ども・子育て支援計画第6章は、子ども・子育て支援法で策定が必須とされています市町村子ども・子育て支援事業計画となります。

第4期計画冊子の111ページを併せて参考にご覧いただければと思います。

まず、教育・保育提供区域設定の考え方について、子ども・子育て支援法とそれに基づく基本指針では、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みを設定すること、子育て家庭の利用希望等を踏まえて設定するとともに、その設定した量の見込みを確保するための方策を定めることとなっております。それらを定める単位として、教育・保育提供区域の設定が必要となります。

本市の教育・保育提供区域は、本市の実情に応じて地理的条件の他、子ども

	の人口や交通事情などの社会的条件と教育・保育施設サービスの提供基盤の整備状況等を総合的に勘案して設定しております。 茨木市の場合は中央・東・西・南・北ブロックの5区域を設定しており、地図に落とし込んだものが、112ページにあります教育・保育提供区域図となります。この5分布を基本に、教育・保育、地域子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保の内容とその時期を定めることとなります。 量の見込みの設定が必要な事業については、教育・保育では1号認定から3号認定の3事業、地域子ども・子育て支援事業では13事業について、その量の見込みとそれを確保するための内容を定めることとされています。その設定方法ですが、就学前児童および就学児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果を元に国が示した手引きの手順に沿って算出をし、本市の利用実績等を勘案しながら一部補正を行い確定しております。 次に、第4章について、緑の冊子の45ページからの記載になっております。ここは主に次世代育成支援対策推進法に基づいて策定しております。ここで計画に位置付けた各取組、事業につきまして、毎年PDCAによる総括を行ってまいります。次回9月の会議では、令和5年度の実施事業についてこのPDCAを審議していただく予定としています。 最後に、子どもの貧困対策について、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、国の貧困対策に関する大綱等を踏まえて子どもの進学率や不登校率等、子どもの貧困に関する指標をここで設定しています。設定した指標の改善に向けて、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つの柱に示す方向性に基づき、必要な施策を設定し展開を進めていくところです。 説明は以上になります。
福田会長	ご意見、ご質問等があればお受けしたいと思います。 (質問者なし) 今後こういった内容についてご検討いただくという全体像をご理解いただけたと思います。 それでは、続いて会議案件(2)「量の見込み」の算出について事務局から説明願います。
吉田こども政策課長代理兼政策係長	では、「量の見込み」の算出について説明いたします。こちらの説明には資料2-1、2-2、別紙の3つの資料を使います。 では、資料2-1をご覧ください。 子ども・子育て支援法では市町村は国の基本指針を踏まえ、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、基本指針では教育・保育および地域子ども・子育て支援事業において今後必要となる量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容、それと実施時期を定めることが必要とされています。また、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、

保護者に対するニーズ調査を行い、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握し、それを踏まえて各事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこととされており、本市では昨年度就学前児童、就学生の保護者にニーズ調査を実施しました。

1 ページ目の一番上をご覧ください。量の見込みの基本的な算出方法については、国の算出の手引きにより事業ごとに示されており、まず共通する考え方としましては、次期計画の期間となる令和7年度から令和11年度までの児童数を推計しまして、その推計児童数に潜在家庭類型と利用意向率を掛け合わせて算出します。潜在家庭類型とは、ニーズ調査の結果を元に子どもの父母の有無、保護者の就労状況や就労時間、現在パート・アルバイトの方でフルタイムへの転換を希望されている方、現在無職の方で今後働きたいと考えている方の割合を反映させたAからFの6つの類型になります。

1 ページ目の下半分にニーズ調査の結果を元に全国共通で量の見込みを算出する事業の一覧を示しています。表の①教育・保育の1号認定では、夫婦の一方が家事に専念している家庭や保護者の就労時間が短い家庭が利用している認定こども園や幼稚園が対象となり、子どもの対象年齢は3歳から5歳です。以下、その事業ごとに対象年齢を示しております。なお、この表の網掛けの事業については、ニーズ調査の結果によらずに見込みを算出する事業となっております。

算出にあたっての本市の考え方について、2 ページ目をご覧ください。この量の見込みは、先ほど説明したように就学前児童の保護者、就学生の保護者を対象としたニーズ調査の結果を踏まえ、原則国の手引きで示された方法に算出することとされていますが、実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向にあるとされており、実際のニーズから少し離れた数字が出る可能性も予測されていますので、国の手引きに基づいた算出方法による量の見込みを示しつつ、併せて市独自の算出方法による量の見込みとその考え方を3 ページ以降に事業ごとに示しております。

3 ページ以降の事業ごとの量の見込みとその考え方につきましては、各担当課から説明します。

西川保育・幼稚園総務課管理係長

まず、資料2-1の3ページ、1号認定になります。中段⑤量の見込みは、アンケート結果から見込んだものです。下段の表は担当課で見込んだ量の見込みです。見込みの考え方は、過去からの3～5歳の就学前児童数に対する幼稚園・認定こども園・1号認定枠に在籍している人数の割合の増減実績推移から今後の需要率を予測し、その値を推計児童人口に乘じ算出しています。参考として、現計画中間見直し時の令和4年度から6年度の見込み量を記載しています。見込みよりも就学前児童数が減少したことに加えて、就労を希望する保護者の増加により保育利用希望数が増加したことにより、幼稚園利用希望数の実績が見込みよりも減少したものと考えられます。

次に、同じく4ページの4-2、「2号認定で学校教育の利用希望が強いと認定されるもの」です。2号認定の児童は、過去の実績値を把握できないため算

出できませんが、2号認定、認定こども園および保育所の実績に含まれていると考え、量の見込みについても2号認定に含めて見込んでいます。従って、ここでは担当課の量の見込みの表は記載せず、アンケート結果を記載しています。

次に、5ページをご覧ください。ページの中段⑤量の見込みは、先ほどと同様アンケート結果から見込んだものです。下段の表は、担当課で見込んだ量の見込みです。見込みの考え方も先ほどと同様過去からの3～5歳の就学前児童数に対する保育所等利用申し込み人数の割合、利用率の対前年度比の増減率の平均値を算出し、その値を令和6年度の利用率に足した率を令和7年度の推計児童人口に乘以算出し、令和8年度以降も同様の方法で見込みを算出しています。参考として6ページ上に現計画中間見直し時の令和4年度から6年度の見込み量を記載しています。見込みより就学前児童数は減少したのですが、就労を希望する保護者の増加によって当初の中間見直し時の見込みよりも保育利用希望数実績が上回ったものと考えられます。

次に6ページ、3号認定、「0歳・1歳・2歳」です。同じくページの中段⑤の量の見込みは、アンケート結果からの見込みの量で、下段の表は担当課で見込んだ量の見込みです。見込みの考え方は、先ほどの2号認定の説明と同様となります。同じく7ページに参考として、現計画中間見直し時の令和4年度から6年度の見込みを記載しており、こちらも2号認定の傾向と同様に見込みの時よりも就学前児童数は減少したものの、就労を希望する保護者の増加により保育利用を希望する実績が見込みを上回っているものと考えられます。

担当課としましては、1号認定・2号認定・3号認定いずれもアンケート結果ではなく過去の実績値から見込んだ量を採用したいと考えております。理由は、アンケート結果では、実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向があるということに加え、人口の減少につられて量も減少しているのですが、2・3号認定は就学前人口が減少しているにも関わらず年々保育需要が増加している実績がありますので、今後もしばらくは同様に増加すると見込んでいます。

続きまして、資料2-2をご覧ください。確保方策です。先ほどの量の見込みに対してどう確保していくかの内容となります。まず1～4ページが「1号認定」です。1ページ目が市全体、2～4ページが各ブロックの確保方策です。市全域では需要量を確保できていますが、ブロック別でみると中央ブロックと西ブロックの令和7年度と8年度は、供給不足となっています。しかし、私立幼稚園は通園バスによりブロックを超えて通園している実態もあり、全体で需要量を確保できていることから新たな整備は必要ないと考えております。

次に5～8ページ、「2号認定」です。今後もしばらく量の見込みが増加すると予測されることから、私立幼稚園の認定こども園化の推進、保育所や認定こども園の新設等により確保しています。ブロック別で見ると、東ブロックで供給不足とありますが、他ブロックへ通園している実態があることから市全域では確保できるものと考えています。

次に9～14ページ、「3号認定」です。2号認定と同様に、今後もしばらくは量の見込みが増加すると予測されることから、私立幼稚園の認定こども園化の

	推進、保育所や認定こども園の新設等により確保を行っていきます。ブロック別でみると、東ブロックと北ブロックの1・2歳児で供給不足とありますが、先ほどと同様に他ブロックへ通園している実態があることから市全域では確保できるものと考えています。
村上子育て支援課長	続きまして、資料2-1の8ページをご覧ください。地域子ども・子育て支援事業になります。 まず、5-1利用者支援事業です。別紙資料をご覧ください。本計画から利用者支援事業は、基本型・特定型・こども家庭センター型をわけて記載することとなっておりますので、それぞれの表を作成しています。加えて、新たに地域子育て相談機関について記載することが望ましいとされていることから、別紙のとおり4つの表を付けています。ポイントとしては、まず基本型ですが、令和7年度に北保健福祉センターの設置が予定されていることから、基本型の北は令和7年度開始としています。また、令和8年度から複数の地域において地域子育て相談機関の設置を予定しておりますので、それを含めた数をこの表に記載しています。 続きまして、資料2-1の9ページをご覧ください。5-2の地域子育て支援拠点事業、いわゆるつどいの広場、地域子育て支援センターの事業になります。今年度中につどいの広場3か所増設する予定にしています。国の推計に従って算出しますと実績よりも低い数字になりますので、各事業所の受け入れの最高人数を受け入れ可能数として積算したものを見込み数として出しています。いずれもこれを上回るだけの受け入れ枠の確保ができていますので、各地で整備を進めていきたいと考えています。 続きまして10ページ、5-3妊婦健康診査事業、それから5-4乳幼児家庭全戸訪問事業、5-5養育支援訪問事業、5-6・7子育て短期支援事業、5-8ファミリー・サポート・センター事業については、いずれも過去の最高値を受け入れ数としています。それを上回る受け入れ枠が確保されていますので、このような形で整備を続けてまいりたいと考えています。
森保育幼稚園事業課長	資料2-1の15～17ページ、一時預かり事業について説明いたします。15ページ①預かり保育（1号認定）から17ページ②預かり保育（2号認定）です。こちらは幼稚園か認定こども園に通園している3～5歳の児童を対象にした一時預かり事業で、幼稚園のいわゆる教育時間、例えば9時～14時等の前後に利用する預かり保育を指します。算出方法については、16ページの表の中段あたりになりますが、それぞれの年度の受け入れ可能人数に令和5年度の実績により算出した利用率を乗じたものに、保育需要率の伸びを乗じて見込みを算出しています。 続きまして、19ページの③その他の一時預かり事業です。こちらは0～5歳の就学前児童を対象に保育所および子ども支援センターやつどいの広場等で一時的に子どもを預けることができる事業です。算出方法については、20ページの一番上の段に書いています。令和6年度以降の推計児童数に令和5年度の利用希望率を乗じて見込んだものです。一時預かり事業については、①の幼稚園

	型から③の一般型ともに現在の供給量で需要を満たすことができていると考えています。 続いて、20～21 ページの 5-10 時間外保育事業、いわゆる延長保育事業になります。保育所等で通常保育の前後に時間を延長して行う事業となっています。こちらでも 21 ページの表の中段あたりに量の見込みの考え方を書いています。令和 5 年度の利用者の実績値に保育の需要率の伸びを乗じて見込み数を算出したものです。 続きまして、22～23 ページの 5-11 病児・病後児保育事業、0 歳児から小学校 3 年生の児童を対象に病気の間または病気回復期の児童を家庭で保育できない時に看護師等がいる専用施設で一時的に預けることができる事業です。こちらにつきましては、23 ページの一番上に見込みの算出方法について書いています。それぞれの年度の推計児童数に 0～5 歳児の令和元年度の実績により算出した利用率を乗じたものとしています。病児保育・病後児保育につきましては、令和 2 年度以降、令和 5 年度も含めて、コロナの影響で著しく実績が少なくなっています。従いまして、令和 7 年度以降の見込みにつきましては、通常の実績があった令和元年度の実績を元に今後の需要について算出しています。
藪内学童保育課長	続きまして、学童保育について、24 ページをご覧ください。 国で制定している算定方法をとると実績との乖離が大きいため、市の考え方に基づいて増減率等を鑑みて見込みを算出しています。まず、設定方法は最下段に書いています。低学年は、学童保育室の 1 年生・2 年生・3 年生の児童の入室数の前年度の当該小学校区の 2 号認定の 5 歳児、当該学童保育室入室の 1 年生・2 年生の児童数に対する増減率を算出し、これを学童保育室学年ごとに過去 3 か年の平均値を算出しました。かつ、当該小学校区の 1 号認定・2 号認定の児童数に増減率を乗じることで、見込み数を算出しています。高学年については、現在本市におきましては対象外なので、同様の方法で他市の事例から増減率を算出して見込み数を計算しました。 まず、低学年につきましては令和 10 年度が 3,397 人ということで一番多い利用人数見込みとなっています。高学年につきましても同様に、令和 10 年度が 965 人で一番利用人数が多い見込みとなっています。高学年は令和 8 年度から順次拡大していく予定で、1 学年ずつ拡大させていくことを想定して算出しています。令和 8 年度は 4 年生まで、9 年度は 5 年生まで、10 年以降は 6 年生まで拡大した場合の利用見込み数となっています。 参考として、現計画策定時の見込み量を記載しています。実績をみるとやはり乖離があり、実績の方が多くなっています。この乖離の理由としては、低学年は令和 4・5 年度の乖離率はだいたい 4～5 % ぐらいですが、令和 6 年度は 12.8% と大きく差が開きました。女性の働き方改革等による就労率が上昇したことに加え、コロナ禍で在宅ワークが解除されて皆さんお仕事に行かれるといったことの影響が大きいと考えています。高学年は前回の策定時点で 6 年生までの学年拡大を見込んでいましたので、大きい数になっています。

東井こども政策課長	続きまして、25 ページの 5-13 子育て世帯訪問支援事業、26 ページの 5-14 児童育成支援拠点事業です。 まず、資料 2-2、40 ページ、子育て世帯訪問支援事業です。この事業は要保護児童等の家庭や家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるヤングケアラーの家庭を訪問し、家庭が抱える不安、悩みを傾聴し、家事・育児等の支援を実施する事業です。対象年齢は 0 歳～18 歳未満となります。この事業の量の見込みの算出方法は、国が示している算出方法で量の見込みを出しています。国が示す算出方法は＜A＞推計児童数×＜B＞全児童数分の＜C＞年間対象世帯数×＜D＞年間平均利用日数です。 まず＜D＞年間平均利用日数をまず算出します。年間利用日数 576 日を年間対象世帯数 24 世帯を除して求めます。そして＜C＞年間対象世帯数を＜B＞全児童数（令和 6 年度の 0～17 歳）で除した値に＜A＞推計児童数（各年度の 0～17 歳）を乗じ、＜D＞年間平均利用日数を乗じて算出することになっています。表をご覧ください。①の利用者数の見込みですが、令和 7 年度が 570、8 年度が 563、9 年度が 559、10 年度が 552、11 年度が 545 を見込んでいます。そしてそれに対する確保の内容ですが、年間利用日数が 576 なので各年度 576 とし、利用量を確保できる見込みとなっております。 続きまして、41 ページです。児童育成支援拠点事業は、現在市で実施しているユースプラザ事業となります。ユースプラザとは、概ね中学生から 39 歳までのこども・若者を対象に様々な社会経験や交流ができる居場所と、保護者も対象となる相談窓口を備えた事業で、東西南北中央に 1 か所ずつ、市内 5 か所に開設しています。対象年齢は国の補助事業自体は 12 歳～18 歳未満となっています。量の見込みは、国が示す算出方法としています。算出方法については、①ユースプラザ 5 か所の居場所と交流サロンを利用している中高生の年間平均利用実人数＜C＞を算出したしまして、年間平均利用実人数を＜B＞全児童数（令和 6 年度の 12 歳～17 歳）で除した値に、＜A＞推計児童数（各年度の 12 歳～17 歳）を乗じて算出しています。 表の利用者数の見込みです。令和 7 年度が 66、令和 8 年度が 65、9 年度が 65、10 年度が 64、11 年度が 63 となります。確保の内容は、一つのユースプラザの利用定員が 20 人なので、5 か所で 100 人となり、5 年間確保するという見込みをしています。よって、需要量を確保できる見込みとなっています。
村上子育て支援課長	続きまして、42 ページをご覧ください。先ほど説明した子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業と共に、新たに追記させていただく事業となる親子関係形成支援事業です。こちらの事業は、支援が特に必要な家庭等に対して行うグループワークを通して親子関係の構築を図るプログラムを提供する事業です。国の算出方法により見込み数を算出しています。現在支援が必要な家庭の中で本事業の利用が望ましいと思われる児童数を現在の全児童数で割合を出しており、それを推計人数に掛けて算出しています。説明は以上です。
福田会長	全体的に量の見込みについて、事務局から説明をいただきました。ご意見、ご質問等があればお受けしたいと思います。

三角委員	量の見込みの数字を出していただいて、これを見てどのような政策をしていくかを第5期の計画として考えていくということでしょうか。
東井こども政策課長	令和7年度からの5年間計画に反映させていくことになります。
三角委員	その計画を検討するのが、この会議だと思うのですが、これからそれを検討していくのでしょうか。先ほど保育園・こども園の話で施設を作っていくという話が出ましたが、それは確定ではなくこれから考えていくということですか。
西川保育・幼稚園総務課管理係長	資料2-2の確保方策は事務局案となります。その案の中で私立幼稚園・認定こども園の他、認定こども園や保育園等の新設を検討すると記載しています。
福田会長	今回出した数値に合わせた具体的な提供方策について、今後検討していくということです。
西村委員	学童保育について、市の考え方として令和8年度から1学年ずつ拡大していくとのことで、令和8年度は4年生まで、令和9年度は5年生まで、令和10年度は6年生までということでした。今の段階でも学童保育の部屋がいっぱいで、学校の空き教室を学童保育室にしているのが現状です。それでも増やしていくことになるのでしょうか。
藪内学童保育課長	法律では6年生まで受け入れたほうが良いと記載されているため、現時点では令和8年度から順次引き上げていく予定です。量の見込みについては、資料2-2の36ページ以降に記載しています。受け皿については確保していく予定ですが、学校教育施設の空きがなく、35人学級も始まっていることにより教室の借用ができない現実があります。学校教室も含めて近隣の施設等も全て探した上で、一人も残さないように保育ができるように努めていきたいと考えています。
西村委員	放課後子ども教室事業も学校でさせてもらっています。地域で空き教室がありました、既に学童保育室になってしまっているため、他に利用できる部屋があるのか、学童保育の建物を広くするのか、心配になり質問させていただきました。
福田会長	今後順次場所については検討していくとのことです。 他いかがでしょうか。
畑瀬委員	資料2-1の12ページ、5-6ショートステイは、以前は茨木市では1家族1週間の利用という枠が決まっていたと聞いています。1家庭の1週間の枠や回数の制限について、今後どうされるのかお聞きしたいと思います。
村上子育て支援課長	ショートステイを受け入れていただくところに限りもあります。需要とのバランスをみながらニーズに応じていきたいと考えています。
畑瀬委員	ショートステイの利用希望の理由として、アンケート調査では冠婚葬祭がかなりあがっていると思いますが、実際はほとんどなく、虐待のレスパイトがメインになっています。今後、市内で子育て支援を充実させていくにあたり、ショートステイのあり方も柔軟に検討すべきだと思います。

福田会長	実態に合わせた運用を検討してほしいというご意見だったと思います。事務局でご検討願います。 他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 むしろ国の考え方というよりも、実情に合わせて数字を見ていきたいというところだったと思います。なければ、次に進みたいと思います。 (質問者なし) 案件（３）「茨木市次世代育成支援行動計画（第５期）の構成案について」事務局から説明をお願いします。
吉田こども政策課長代理兼政策係長	資料３をご覧ください。一番左の列に現行計画第４期の計画の構成を、右側に次期計画の構成案と備考（考え方）を記載しており、表内の赤い文字が現行計画からの追加・変更箇所となります。 第１章では、子育て関連施設の環境改善に向けた施設整備に子ども・子育て支援事業債を活用できるようにするため、第３節として子育て・子育て環境の整備に関する項目を追加する予定です。この計画の対象となる子どもの定義を示すために、第４節といたしまして計画の対象を追加予定です。 次に、第２章ではタイトル変更の他、人口の推移等の統計データを交えた茨木市の状況を第１節・第２節として追加をする予定です。第４節の第５期計画の実施に向けた検討課題は、実施状況報告書や子ども大綱の重点事項等を踏まえ、取りまとめたかと考えています。 第３章は、次期計画の構想となりまして、３月の子ども育成支援会議で説明しました骨子を踏まえた内容とする予定です。 第４章につきましては、骨子の内容をさらに具体化した構成内容といたします。 最後に、この計画が目指す指標を第５節として追加し、こども大綱で掲載されている指標や現行計画で掲載している子どもの貧困に関する指標の他、昨年度実施しましたアンケート調査結果等からこの指標の掲載を検討しています。 では、２枚目をご覧ください。現行計画では、貧困対策について単独で章立てをしておりましたが、次期計画はこども大綱を踏まえた子ども計画といたしまして、他の施策と一体的に策定することを予定していることから、単独での章立てはせずに第１章・第３章・第４章への統合を考えております。第５章は、子ども・子育て支援法に基づく法定計画の子ども・子育て支援事業計画となりまして、令和４年度の児童福祉法の改正により新たに創設された３事業を追加する他、国のこども未来戦略における子ども・子育て支援加速化プランに基づき実施を予定している２事業を追加したいと考えています。 最後に、現行計画と同様に資料編を設ける予定です。
福田会長	今後の構成案につきまして、説明がありました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

	(質問者なし) 今後こういった形で次期計画の準備をしていこうということです。変更点につきまして、国の施策の動向を加味しながら章構成、中身を検討していきたいということと思います。 特になければ、本日の案件は以上となります。それでは、次回のこども育成支援会議の日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
吉田こども政策課長代理兼政策係長	次回のこども育成支援会議は、9月20日金曜日と9月24日火曜日それぞれ午後7時から市役所南館8階の会議室にて開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 次回の会議案件につきましては、次世代育成支援行動計画（第4期）現在の計画の実施状況報告書を予定しております。
福田会長	次回以降、現行計画の実施状況報告書についてご報告いただくということです。従いまして、今日今後どうしていこうという話で、コメントして良いのかなというところがあったと思いますが、次回以降はそれぞれの事業の実施状況についての報告がありますので、是非今日お集りの委員の皆さまはそれぞれ関連のある事業についてのご報告があれば、それについての課題・現状認識等をご議論いただければと思います。 それでは、令和6年度第1回こども育成支援会議を終了とさせていただきます。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。